

名古屋市家庭的保育事業等の認可の基準等に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき、市長が家庭的保育事業等を運営しようとする者からの申請に対して、法第34条の15第2項の規定に基づく事業の認可（以下単に「認可」という。）を行う上で必要な事項等を定める。

(認可の方針)

第2条 認可の申請があったときは、法第34条の15第5項の規定に基づき、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項の規定により本市が定める子ども・子育て支援事業計画において、当該申請にかかる教育・保育提供区域（子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）の教育・保育に係る利用定員総数と必要利用定員総数を勘案し、当該教育・保育提供区域における教育・保育に係る利用定員総数が必要利用定員総数に満たない場合は、当該申請が第4条に定める基準に適合すると認めるときは、認可を行うものとする。

(運営主体)

第3条 家庭的保育事業等の運営主体（以下「運営主体」という。）は、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者とする。

第2章 認可に関する基準

(認可基準)

第4条 認可にあたって、法、子ども・子育て支援法、消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等関係法令の他、名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第58号。以下「認可条例」という。）及び次の各号で定める事項について、運営主体はこれを誠実に遵守しなければならない。また、認可後においてもこれを遵守しなければならない。

- (1) 債務超過や直近3か年の連続した損失計上、公租公課の滞納等、経営状況に係る懸念事項がないこと。
- (2) 家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を実施する建物は原則として1階に設置し、昭和56年新耐震基準に基づき設計されたものである等、耐震に関して安全性が確認されていること。
- (3) 本市において認可外保育施設を運営している者が、当該認可外保育施設を家庭的保育事業等に移行する場合にあっては、原則として、名古屋市認可外保育施設立入調査等実施要綱に定める指導基準にすべて適合していること。
- (4) この要綱に掲げる内容の遵守に関する承諾書を市長に提出すること。
- (5) 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の者が家庭的保育事業等を運営する場合は、実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有することと

は、ア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当すること。ただし、イについては、事業者の事業規模等に応じ、名古屋市が認める場合に必要に応じて要件を課すこととする。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等をいうこと。

ア 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

イ 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該運営主体の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

ウ 経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

第3章 運営に関する遵守事項

（運営主体の遵守事項）

第5条 運営主体は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 家庭的保育事業等において保育する児童（以下「利用乳幼児」という。）の保育に関し、関係機関の必要な助言及び指導に従うこと。

(2) 損害賠償責任保険に加入すること。

2 社会福祉法人等以外の者が家庭的保育事業等を運営する場合は、次の各号に掲げる要件を遵守すること。

(1) 法第34条の16第1項の基準を維持するために、運営主体に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第50条により準用された同令第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。

(3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）及び借入金明細書及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

(4) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して、名古屋市長に対して提出すること。

ア 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し名古屋市が必要と認める書類。

イ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書。

3 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

(保育従事者の要件と配置)

第6条 保育従事者のうち、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、保育所型事業所内保育事業、及び小規模型事業所内保育事業、並びに小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育者としての保育士の要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 乳幼児の保育に専念できる状態にあること。
 - (2) 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。
 - (3) 法及び児童買春、児童ポルノにかかる行為等の処罰及び児童の保護に関する法律(平成11年法律第52号)等の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないなど、保育士の欠格要件に該当しないこと。
- 2 小規模保育事業B型、小規模保育事業C型、小規模型事業所内保育事業、及び家庭的保育事業におけるその他保育に従事する職員の要件は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 市町村長が行う研修(市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であること。
 - (2) 前項の第2号、第3号の要件を満たすこと。
- 3 保育従事者の配置は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 保育時間中は、原則として複数体制をとること。
 - (2) 常勤の保育士のうち1人を責任者として選任すること。

(研修の実施)

第7条 運営主体は、第6条第2項第1号及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。)第23条第2項の規定に基づく研修として、市以外の機関が行う研修を受講した場合は、別に定める方法により市に届出を行わなければならない。

(連携施設の確保)

第8条 運営主体(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、省令第6条に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- 2 本市は、運営主体による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、省令第6条第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、運営主体は、当該運営主体が事業を行う場所又は事業所以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者を省令第6条第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
- 4 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、省令第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(家庭的保育支援者の役割)

第9条 保育従事者に対し指導及び支援を実施する者として、家庭的保育支援者は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 地域型保育事業所の巡回などによる保育に関する支援
- (2) 地域型保育事業所の保育従事者に対する研修の企画・実施
- (3) 家庭的保育事業所がやむを得ない事情で休室する場合の代替保育の実施に関する調整及び保育補助
- (4) 前各号のほか、保育園長が必要と認める地域型保育事業所の支援に関する業務(巡回指導)

第10条 家庭的保育事業等の適切な実施を確保するため、名古屋市子ども青少年局職員及び前条の家庭的保育支援者による巡回指導を年4回以上実施する。

(合同設置)

第11条 複数の運営主体(以下「合同設置者」という。)が合同で事業所内保育事業所を設置する場合は、合同設置者は、認可を受ける運営主体(以下「主たる運営主体」という。)を1つに特定し、従業員枠の配分、利用方法、運営における費用の負担、及び有効期間等について取り決めを行い、これらの内容を協定書の形で締結しなければならない。

2 前項に規定する主たる運営主体は、次条に規定する認可の申請をするとき、又は事業所内保育事業運営開始後に合同で事業所内保育事業所を設置するとき、若しくは事業所内保育事業運営開始後に合同設置者を追加するときは、前項に規定する協定書の写しを市長に提出しなければならない。

第4章 認可等の手続

(認可申請)

第12条 認可を受けようとする者は、名古屋市児童福祉法等施行細則(昭和41年名古屋市規則第84号)に規定する家庭的保育事業等開始認可申請書に、必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(公募及び事前協議)

第13条 認可を受けることができる者は、原則として、公募によって選定された法人等とする。ただし、特に市長が必要と認める場合は、公募によらず、事前協議によって、認可を受けることができるものとする。

2 事前協議は、第18条第2項に定める期間によるものを除き、別に市長が定める期日までに行わなければならない。

3 事前協議は、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出することにより行う。

- (1) 運営主体に関する事項
- (2) 経営組織に関する事項
- (3) 施設の状況に関する事項
- (4) 財務の状況に関する事項
- (5) 不動産に関する事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

(認可)

第 14 条 家庭的保育事業等開始認可申請書が提出されたときは、市長は、内容を審査し、その認可の可否の結果について申請者に対して通知しなければならない。

2 前項に規定する審査に当たっては、外部委員による評価に基づく審議を経るものとする。ただし、事前協議により家庭的保育事業等を開始する場合は、社会福祉法人等審査会又は協議による保育所等設置認可審査会の審議を経るものとする。

(認可内容変更)

第 15 条 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 36 条の 36 第 4 項の規定による事業内容の変更（同条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に限る。）の届出を行う場合には、第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定に準じた方法により事前協議を行うものとする。

(家庭的保育事業等を休廃止する場合)

第 16 条 運営主体が家庭的保育事業等を休止又は廃止（以下「休廃止」という。）する場合には、在籍するすべての利用乳幼児が利用を終了し、又は満 3 歳に達した後の最初の 3 月 31 日に達するまで、家庭的保育事業等の運営を継続しなければならない。

(家庭的保育事業等の運営の引継)

第 17 条 前条の規定による継続が困難である場合において、当該家庭的保育事業等の運営を引継ぐ者（以下「引継者」という。）があるときは、運営主体の変更は、各年度の 4 月 1 日において行うものとする。

(事前協議及び予告)

第 18 条 前 2 条の場合において、運営主体は休廃止又は運営主体の変更（以下「休廃止等」という。）に係る届出事務等を円滑かつ適正に行うため、市長と事前協議を行うとともに、保護者等へ予告を行わなければならない。

2 前項による事前協議及び予告は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の中欄及び右欄に定める期限までに行わなければならない。

区分	事前協議の期限	予告の期限
休廃止の場合	入所募集を停止する年度の前年度の 7 月末まで	入所募集を停止する年度の前年度の 9 月末まで
運営主体を変更する場合	運営主体を変更する年度の前年度の 7 月末まで	運営主体を変更する年度の前年度の 9 月末まで

(引継者に係る要件)

第 19 条 引継者は、前条の規定により予告を行うまでに、第 13 条の規定に準じて事前協議を行わなければならない。

(予告の内容)

第 20 条 運営主体は、予告を行ってから休廃止等までの期間（以下「予告期間」という。）に、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 休廃止等に係る保護者等への説明

(2) 休廃止等に係る社会福祉事務所との連絡調整

(3) 休廃止等に際し、別の保育所等の利用を希望する児童に係る利用希望先保育所等への情報提供等の便宜の提供

(4) 引継者への事業の引継ぎ（運営主体の変更の場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める事項

2 第 17 条の場合において、引継者は、予告期間に次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 家庭的保育事業等の引継ぎに係る保護者等への説明

(2) 家庭的保育事業等の引継ぎに係る社会福祉事務所との連絡調整

(3) その他市長が必要と認める事項

3 前 2 項の規定により必要となる経費については、運営主体及び引継者が協議の上、負担するものとする。

（財務状況の悪化等における運営主体の交代）

第 21 条 運営主体の財務状況の悪化等により、家庭的保育事業等の運営の継続が困難な場合には、第 16 条及び第 17 条の規定にかかわらず、運営主体が運営を終える 6 月前に市長に事前協議を行い、3 月前に保護者等へ予告を行わなければならない。この場合、運営主体は、予告までに引継者を確保しなければならない。

2 前 2 条の規定は、前項の場合に準用する。

（その他）

第 22 条 この要綱に定めるものの他、認可等に関し必要な事項は、子ども青少年局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

2 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他必要な適切な支援を行うことができると認められる場合は、この要綱の施行の日から起算して 10 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月17日から施行し、令和2年12月7日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。